

# 八幡平市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、八幡平市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例（令和4年八幡平市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

## (事前協議)

第3条 条例第9条の規定による事前協議を行おうとする者は、事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業区域の位置図、区域図及び配置図
- (3) 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- (4) 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧
- (5) 事業区域内の土地に係る公図
- (6) 造成計画の平面図及び断面図
- (7) 排水計画の平面図及び断面図
- (8) 再生可能エネルギー発電設備の構造図
- (9) 事業区域内に設置する工作物の構造図
- (10) 納税証明書、融資証明書、残高証明書その他の事業者が事業を実施するために必要な資力及び信用を有することを証する書類
- (11) 事業に関する関係法令に基づく手続の実施状況を示す書類

2 市長は、事前協議書の提出があったときは、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

## (標識の設置)

第4条 条例第10条第2項に規定する標識は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の標識については、条例第10条第1項の規定による説明会（以下「説明会」という。）を開催しようとする日の14日前までに設置しなければならない。

## (説明会の開催)

第5条 事業者は、説明会を開催したときは、条例第11条第2項の規定による申請をしようとする日の14日前までに説明会開催結果報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 説明会で配布した資料
- (2) 説明会の議事録
- (3) 説明会の出席者名簿の写し
- (4) 説明会の状況が分かる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

## (許可申請)

第6条 条例第11条第2項の規定による申請（以下「許可申請」という。）は、当該事業に係

る設置工事に着手しようとする日の30日前までに再生可能エネルギー発電事業許可申請書（様式第5号）に、第3条各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

（許可の基準等）

第7条 条例第12条第1項第2号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1）事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境、景観及び生活環境の保全に関する事項 次に定めるところによる。

ア 景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号の規定に基づく岩手県景観計画に定められた景観形成基準に基づき、許可申請があった事業計画が景観に与える影響を検討するとともに良好な自然環境、景観及び生活環境の保全のために必要な措置が講じられていること。

イ 事業区域内の立木を伐採する場合は、当該伐採が再生可能エネルギー発電設備の設置、事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度のものであること。

ウ 再生可能エネルギー発電設備の設置に伴う土砂の流出による濁水の発生防止のための必要な措置が講じられていること。

エ 設置工事に使用する工事車両による騒音及び振動の防止について必要な措置が講じられていること。

オ 再生可能エネルギー発電設備の適切な管理、撤去及び処分について必要な措置が講じられていること。

カ 太陽光を電気に変換する設備にあつては、太陽電池モジュール（発電システムを構成し、太陽電池を複数接続することにより必要な電圧と電流を得られるようにする装置をいう。）を構成する太陽電池セルは黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、低反射で模様が目立たないものを使用していること。

キ 住宅等に隣接してパワーコンディショナー（太陽電池モジュールからの直流電気を交流電力に変換する装置をいう。）が設置される場合は、防音壁の設置その他パワーコンディショナーから生じる騒音及び低周波音を軽減するための措置が講じられていること。

（2）事業に係る防災上の措置に関する事項 次に定めるところによる。

ア 事業区域において、切土、盛土、埋土等の造成（以下「造成」という。）を行う場合は、当該造成が再生可能エネルギー発電設備の設置、事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度のものであること。

イ 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。

ウ 排水路、河川その他の排水施設の能力に応じて必要がある場合は、雨水を一時的に貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

（3）再生可能エネルギー発電設備の技術基準に関する事項 再生可能エネルギー発電設備及びその附帯設備が電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）に定める技術基準に適合していること。

（変更許可の申請の手続き等）

第8条 条例第13条第1項の規定による変更許可の申請は、再生可能エネルギー発電事業変

更許可申請書(様式第6号)に変更内容が確認できる書類を添えて行わなければならない。

2 条例第13条第1項ただし書きの規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の氏名又は住所(事業を他者に譲渡する場合を除く。)の変更
- (2) 工事施行者の氏名又は住所の変更
- (3) 設置工事の着手予定日又は完了予定日の変更

3 条例第13条第2項による届出は、事業計画軽微変更届出書(様式第7号)により行わなければならない。

(事業の届出)

第9条 条例第15条第1項の規定による届出は、設置工事に着手しようとする日の30日前までに再生可能エネルギー発電事業届出書(様式第8号)に第3条第1項第1号から第5号まで及び第8号から第11号までに掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(設置工事の着手等の届出)

第10条 条例第16条第1項の規定による届出は、設置工事着手(中断、再開、完了)届出書(様式第9号)により行わなければならない。

(承継の届出)

第11条 条例第17条の規定による届出は、当該事業を承継した日から起算して14日以内に再生可能エネルギー発電事業承継届出書(様式第10号)により行わなければならない。

(事業の廃止)

第12条 条例第18条第2項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電設備撤去完了届出書(様式第11号)により行わなければならない。

(公表)

第13条 条例第22条第1項の規定による公表は、八幡平市公告式条例(平成17年八幡平市条例第3号)第2条第2項各号に掲げる掲示板への掲示その他適当と認められる方法により行うものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

八幡平市長 様

申請者

住所又は所在地  
氏名又は名称及  
び代表者氏名  
電話番号

事前協議書

八幡平市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて協議します。

事業者の氏名又は名称及び代表者氏名		
事業者の住所又は所在地		
事業区域	所在	
	面積	平方メートル
再生可能エネルギー発電設備の区分		1 太陽光を電気に変換する設備 2 風力を電気に変換する設備
想定発電出力		キロワット
工事施行者の氏名又は名称及び代表者氏名		
工事施行者の住所又は所在地		
設置工事	着手予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
運転開始予定日		年 月 日

備考 再生可能エネルギー発電設備の区分の欄は、該当する発電設備の区分の番号に○印を付けてください。

様式第2号（第3条関係）

事業計画書

事業者の氏名又は名称及び 代表者氏名		
事業者の住所又は所在地		
事業区域	所在	
	面積	平方メートル
再生可能エネルギー発電設 備の区分		1 太陽光を電気に変換する設備 2 風力を電気に変換する設備
発電出力		キロワット
工事施行者の氏名又は名称及 び代表者氏名		
工事施行者の住所又は所在地		
設置工事	着手予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
運転開始予定日		年 月 日
事業区域及びその周辺地域に おける自然環境及び景観の保 全のための方策		
排水施設、擁壁その他の土砂 等の流出及び崩壊を防止す るための方策		
太陽光の反射、騒音等による 生活環境に対する被害を防止 するための方策		
設置工事の施行に必要となる 法令及び他の条例に基づく許 認可の取得に関する計画		
設置工事の完了後における再 生可能エネルギー発電設備の 維持管理に関する計画		
発電事業終了後の再生可能エ ネルギー発電設備の解体及び その解体により生ずる廃棄物 の撤去その他の処理（以下「 解体等」という。）の方法並 びに解体等積立金に関する計 画		

備考 再生可能エネルギー発電設備の区分の欄は、該当する発電設備の区分の番号に○印を付けてください。

様式第3号（第4条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画についてのお知らせ		
事業名		
事業者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話番号	
事業区域	所在	
	面積	平方メートル
発電設備の種別		
発電出力	キロワット	
予定工事期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
工事施行者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話番号	
標識設置年月日		

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

八幡平市長 様

申請者  
住所又は所在地  
氏名又は名称及  
び代表者氏名  
電話番号

説明会開催結果報告書

次のとおり周辺関係者等への説明会を開催したので、八幡平市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則第5条の規定により、関係書類を添えて報告します。

事業名	
開催日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
開催場所	
説明会の参加者数	周辺関係者等 人 説明者 人
説明内容	
周辺関係者等からの意見等	
事業者の対応方針	

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

八幡平市長 様

申請者  
住所又は所在地  
氏名又は名称及  
び代表者氏名  
電話番号

再生可能エネルギー発電事業許可申請書

八幡平市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例第11条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

事業者の氏名又は名称及び代表者氏名		
事業者の住所又は所在地		
事業区域	所在	
	面積	平方メートル
再生可能エネルギー発電設備の区分		1 太陽光を電気に変換する設備 2 風力を電気に変換する設備
発電出力		キロワット
工事施行者の氏名又は名称及び代表者氏名		
工事施行者の住所又は所在地		
設置工事	着手予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
運転開始予定日		年 月 日

備考 再生可能エネルギー発電設備の区分の欄は、該当する発電設備の区分の番号に○印を付けてください。



様式第6号（第8条関係）

年 月 日

八幡平市長 様

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称及

び代表者氏名

電話番号

再生可能エネルギー発電事業変更許可申請書

八幡平市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業名	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 八幡平市指令 第 号
変更事項	
変更事由	

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

八幡平市長 様

届出者  
住所又は所在地  
氏名又は名称及  
び代表者氏名  
電話番号

事業計画軽微変更届出書

八幡平市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例第13条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 八幡平市指令 第 号
変更事項	
変更事由	

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

八幡平市長 様

届出者

住所又は所在地

氏名又は名称及

び代表者氏名

電話番号

再生可能エネルギー発電事業届出書

八幡平市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例第15条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

事業者の氏名又は名称及び代表者氏名		
事業者の住所又は所在地		
事業区域	所在	
	面積	平方メートル
再生可能エネルギー発電設備の区分		1 太陽光を電気に変換する設備 2 風力を電気に変換する設備
発電出力		キロワット
工事施行者の氏名又は名称及び代表者氏名		
工事施行者の住所又は所在地		
設置工事	着手予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
運転開始予定日		年 月 日

備考 再生可能エネルギー発電設備の区分の欄は、該当する発電設備の区分の番号に○印を付けてください。

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

八幡平市長 様

届出者

住所又は所在地

氏名又は名称及

び代表者氏名

電話番号

設置工事着手（中断、再開、完了）届出書

再生可能エネルギー発電設備設置工事を着手（中断、再開、完了）したので、八幡平市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 八幡平市指令 第 号
設置工事着手年月日	年 月 日
設置工事中断（再開、完了）年月日	年 月 日
設置工事完了予定年月日	年 月 日
現場管理者	住所 氏名 電話番号

様式第10号（第11条関係）

年 月 日

八幡平市長 様

届出者  
 住所又は所在地  
 氏名又は名称及  
 び代表者氏名  
 電話番号

再生可能エネルギー発電事業承継届出書

次のとおり事業者の地位を承継したので、八幡平市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例第17条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

被承継者に関する事項	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	許可番号		八幡平市指令 第 号
	許可年月日		年 月 日
	事業名		
	事業区域	所在	
面積		平方メートル	
承継年月日		年 月 日	
承継の理由			

様式第11号（第12条関係）

年 月 日

八幡平市長 様

届出者

住所又は所在地

氏名又は名称及

び代表者氏名

電話番号

再生可能エネルギー発電設備撤去完了届出書

八幡平市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例第18条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名		
事業区域	所在	
	面積	平方メートル
再生可能エネルギー 発電設備の区分	1	太陽光を電気に変換する設備
	2	風力を電気に変換する設備
撤去完了年月日	年 月 日	

備考 再生可能エネルギー発電設備の区分の欄は、該当する発電設備の区分の番号に○印を付けてください。